

特定個人情報ファイル簿

特定個人情報ファイルの名称	(1) 国民健康保険料賦課ファイル (2) 国民健康保険資格ファイル (3) 国民健康保険給付ファイル (4) 国民健康保険収滞納ファイル
実施機関の名称及び事務をつかさどる組織の名称	美濃加茂市 健康福祉部 国保年金課
特定個人情報ファイルの利用目的	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険料額(年額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険料の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 <p>番号法の別表第二に基づいて、美濃加茂市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
特定個人情報ファイルに記録される項目	別紙
本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲	美濃加茂市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の代理人 ・実施機関内の他部署(市民課、税務課) ・行政機関・独立行政法人等(医療保険者、厚生労働省、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構) ・地方公共団体(市町村、後期高齢者医療広域連合) 上記機関等との法令等に基づく手続きによる
記録情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合は提供先	なし
開示、訂正等の請求を受理する組織の名称及び所在地	〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1 美濃加茂市 健康福祉部 国保年金課 電話:0574-25-2111
訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律等による特別の手續	なし
電子ファイル・紙ファイルの別	電子ファイル